

# DV・虐待・性暴力・生活困窮等 女性の困難に関する支援現場の現状

## 新法の施行に向けて実効性のある制度・体制の実現を

**8月10日(木) 13:30~16:30** 受付13:15~ 参加費無料

**会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター) 5階 特別会議室**

〒540-0008 大阪府中央区大手前1丁目3番49号

京阪「天満橋」駅、Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線「天満橋」駅 ①番出入口から東へ約350m。

昨年、困難女性支援法が成立、来年4月1日より施行となります。長らく、古い売春防止法を根拠に対応してきた行政の支援現場は、今後、真正面からこの課題に向き合う新法を元に支援することになります。一方で、新法が謳うような理想が実現できるのか、特に民間支援団体の立場からは、疑問視する声が上がっています。

国の基本方針が策定され、次は都道府県が基本計画を策定する段階です。策定が努力義務となっている各市町村では、どうなっていくのでしょうか。市民が相談する最も近い窓口である市町村において、DV・虐待・性暴力・生活困窮等、女性が安心して相談でき、問題解決につながる支援を受けられることが重要です。支援現場の現状から、この課題の問題点を知っていただく機会が必要と考えました。ぜひご参加ください。

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立の背景
- 女性相談支援員(旧婦人相談員)の役割
- 民間支援団体の支援事例等 ※内容は調整中ですので、変更する可能性があります。

【主催】 NPO 法人いくの学園

【共催】 NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO、NPO 法人こどもの里、  
NPO 法人子どもセンターぬっく、NPO 法人女性サポート大阪、NPO 法人シスターフッド大阪

【要事前申込】 以下の内容を、いくの学園宛にメール・もしくは FAX にて、ご連絡ください。

お名前		<div style="background-color: #cccccc; width: 100px; height: 30px; margin-bottom: 5px;"></div> <b>FAX</b> ※電話番号は公表しておりません。 ご質問等は、まずメールでご連絡ください。  (右)いくの学園の ホームページQRコード ホームページ内の メールフォームからも メールをお送り いただけます。 
ご所属		
ご住所・電話番号 メールアドレス等		
代理の方 ご本人ではない場合は、 代理の方のお名前と関係 をお知らせください。		